

認知症700万人時代の財産管理は

投資用ワンルームマンション販売とその管理などを手掛ける日本財託（東京都新宿区）はこのほど、今後、認知症患者の増加が見込まれる中、新たな相続の手法として注目を集めている「家族信託」をテーマにセミナーを開いた。同社が管理する物件のオーナーを中心に25人が参加（写真）。同社資産コンサルティングチームの横手彰太氏が活用



事例や成年後見制度との違いを紹介した。

「家族信託」とは、特定の目的のために不動産や預金などの財産を信託できる

日本財託がセミナー

家族信託に関心

「成年後見と組み合わせる」

家族に託し、その管理や処分を任せる仕組み。例えば、1人暮らしをしている高齢の母親が「そろそろ安心して

できるので、引き続き受託者が資産管理を行うことができる。ただ、成年後見制度に認められている身上監護権が受託者にはないという。

そのままにして必要があれば売ったり貸したりしよう」と考えていた場合。仮に母親が認知症などで判断能力が低下すると、その息子は自宅を売却することも活用することも難しくなる。母親が元気なうちに信託契約を結び、母親が受託者（兼受益者）、息子が受託者となっていると、将来母親が認知症になっても受託者である息子が手続きすれば自宅の処分や活用が可能という。

厚生労働省の調査によると、25年には認知症患者数は700万人を超えることが予測されている。横手氏は「家族信託を使うことで、それぞれの家族の事情に合った資産管理と相続を行うことができる。家族信託と成年後見制度、そして税制などを組み合わせて対策を考えることが大切」と述べた。

現在、日本財託の管理戸数は1万5100戸、オーナー数は5800人を超える。一昨年に資産コンサルティングチームを立ち上げ、専門家と連携しながら顧客に相続対策を提案している。

成年後見制度と異なり、家族信託は本人が死亡した後も効力を継続することが